

公職選挙法施行令の一部を改正する政令案等の概要

(町村議会議員選挙における供託金導入・選挙運動用ビラの頒布解禁関係)

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行に伴い、町村議会議員選挙について、立候補の届出書等の添付文書として供託証明書を追加するとともに、一部無効再選挙において頒布することができる選挙運動用ビラの数を決める等の改正を行う。

1 公職選挙法施行令の一部を改正する政令案

(1) 立候補の届出書等の添付文書（第89条第2項関係）

衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書について、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第86条の4第4項柱書において「その他政令で定める文書を添えなければならない」とされているところ、町村議会議員選挙について、供託証明書を添付しなければならないこととする。

(2) 一部無効再選挙において頒布することができる選挙運動用ビラの数

(第132条の8第1項関係)

選挙の一部無効による再選挙（以下「一部無効再選挙」という。）について、法第271条の2において「当該再選挙の行われる区域、選挙運動の期間等に応じて政令で特別の定をすることができる」とされているところ、町村議会議員の一部無効再選挙について、頒布することができる選挙運動用ビラを600枚とする。

2 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令案

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）により、町村議会議員選挙について供託金制度を導入することとされたことに伴い、所要の規定の整理を行う。

[今後の予定]

令和2年8月	日	パブリックコメント開始
令和2年9月	日	パブリックコメント終了
令和2年9月中下旬		閣議（予定）
令和2年9月中下旬		公布（予定）
令和2年12月12日		施行（改正法の施行日と同日）